

栄町太陽光発電施設の設置及び管理に関するガイドライン

制定 令和 6 年 8 月 2 1 日

施行 令和 6 年 9 月 1 日

(目的)

第1条 このガイドラインは、太陽光発電施設の普及拡大に伴い、事業区域周辺において生活環境及び自然環境の保全等に支障をきたす事例が生じていることから、災害の防止、環境及び景観の保全その他の町民の安全及び安心を確保するために事業者が配慮すべき事項を示すことにより、地域住民等との合意形成に基づいた事業者による自主的で適正な太陽光発電施設の設置及び管理を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備（土地に自立して設置するものに限る。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 太陽光発電施設事業 太陽光発電施設の設置を行う事業（これに附帯する立木及び竹木の伐採並びに盛土、切土等の土地の造成を含む。）及び太陽光発電施設による発電その他の太陽光発電施設の維持管理を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電施設事業を行い、又は行おうとする個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電施設事業を行うための一団の土地（当該土地と一体として使用されていると認められる土地を含む。）の区域をいう。
- (5) 地域住民等 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、事業区域の境界からの水平距離がそれぞれアからウまでに定める範囲内に居住する者、事業区域に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者及び事業区域を含む自治会等（自治会、区その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。）の代表者をいう。
 - ア 事業区域内の太陽光発電施設の出力の合計が50キロワット未満の場合 100メートル
 - イ 事業区域内の太陽光発電施設の出力の合計が50キロワット以上の場合(ウに掲げる場合を除く。) 300メートル

ウ 太陽光発電施設事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項に規定する第一種事業に該当する場合 1キロメートル

(適用範囲)

第3条 このガイドラインの規定は、事業区域内の太陽光発電施設の出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電施設事業について適用する。

(栄町の責務)

第4条 栄町は、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 栄町は、事業者が、関係する法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則等(以下「関係法令等」という。)を遵守するよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令等及びこのガイドラインを遵守し、災害の防止、環境及び景観の保全その他の町民の安全及び安心に十分配慮するとともに、地域住民等及び関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設について適切な保守点検及び維持管理を実施し、太陽光発電施設事業に起因する事故等が発生しないよう適切な安全対策を講ずるとともに、当該事故等が発生した場合は、速やかに対処することができる十分な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、太陽光発電施設事業に関して地域住民等又は関係者から苦情等があったときは、当該地域住民等又は関係者の理解を得ることができるよう、できる限りこれに対応するよう努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電施設事業を廃止し、太陽光発電施設が不要となったときは、速やかにその撤去等をし、適正に処理するとともに、災害の防止、環境及び景観の保全その他の町民の安全及び安心を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、太陽光発電施設事業を行おうとするときは、当該太陽光発電施設事業に着手しようとする日の60日前までに、事前協議

書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、町長と協議するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 地域住民等説明会報告書（別記第3号様式）
- (3) 町長が必要と認める事業区域の図面
- (4) 申請書等の写し、許可書等の写しその他の太陽光発電施設事業の実施に当たり必要となる関係法令等による許認可等の手続の状況を明らかにする書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定により町長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事前協議変更申出書（別記第4号様式）に同項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて町長に提出し、町長と協議するものとする。

3 町長は、前2項の協議が終了したときは、事前協議終了通知書（別記第5号様式）により、当該事業者に通知するものとする。

（説明会の開催）

第7条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議書の提出をする前に、地域住民等に対する説明会を開催し、太陽光発電施設事業の事業計画及び事業内容を明らかにするものとする。

2 前条第1項の規定により町長と協議した内容を変更しようとする事業者は、同条第2項の規定による事前協議変更申出書の提出をする前に、地域住民等に対する説明会を開催し、太陽光発電施設事業の事業計画及び事業内容のうち変更に係る事項を明らかにするものとする。ただし、町長が認める軽微な変更については、この限りでない。

3 事業者は、前2項の規定により開催した説明会において、地域住民等から意見、要望等があったときは、当該意見、要望等に対して書面を交付する等誠意をもって対応し、地域住民等との合意形成に努めなければならない。

（関係法令等に基づく手続等）

第8条 事業者は、太陽光発電施設事業の計画をしようとするときは、関係法令等を遵守するとともに、関係機関と事前に相談、協議その他必要な手続等を行うものとする。

（太陽光発電施設事業の実施に当たり遵守すべき事項）

第9条 事業者は、災害の防止、環境及び景観の保全その他の市民の安全及び安心を確保するため、太陽光発電施設事業の実施に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 地域住民等と協調を保つこと。
- (2) 土砂災害が発生するおそれのある地域で太陽光発電施設事業を行う場合は、擁壁の設置その他の安全上適切な措置を講ずること。
- (3) 降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、太陽光発電施設事業実施前後の雨水流出量を算出した上で、排水路の改修、調整池の設置その他の適切な措置を講ずること。
- (4) 雨水等による土砂又は汚泥の流出、水害等の災害防止対策を講ずること。
- (5) 既存の地形、樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺の生活環境及び自然環境との調和に配慮すること。
- (6) 第三者が事業区域内に容易に立ち入ることができないような高さの柵、塀等を設置すること。
- (7) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称、連絡先等を記載した看板を設置すること。
- (8) 事業区域の除草その他の環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺の生活環境に十分配慮すること。
- (9) 工事の施工に伴う騒音若しくは振動又は太陽光発電装置の反射光により周辺の生活環境に支障が生じないように、必要な措置を講ずること。
- (10) 工事車両の通行及び工事の施工に当たっては、安全を十分に確保し、栄町又は地域住民等若しくは関係者から安全の確保に係る要請があったときはこれに誠意をもって対応するとともに、工事により道路破損等が生じたときは復旧を行うこと。
- (11) 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等により、太陽光発電施設の破損又は第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、直ちに太陽光発電施設の稼働状況を確認した上で、可能な限り速やかに現地を確認し、太陽光発電施設の損壊、飛散、感電等のおそれがないことを確認すること。

(12) 太陽光発電施設の異常又は破損等により地域への被害が発生し、又はそのおそれがある場合は、栄町並びに地域住民等及び関係者に対し、速やかにその旨を連絡するとともに、被害の拡大防止又は被害の防止のための措置を講ずること。この場合において、被害が発生し、事業者が損害賠償責任を負うときは、適切かつ誠実な対応を行うこと。

(13) 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。

(報告)

第10条 町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項の報告を求めることができるものとする。

(補則)

第11条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和6年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条から第8条までの規定に規定する手続その他の行為は、このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第6条から第8条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 第6条から第8条までの規定は、施行日前に着手する太陽光発電施設事業については、適用しない。

4 施行日から60日を経過する日までの間の第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該太陽光発電施設事業に着手しようとする日の60日前までに」とあるのは、「速やかに」とする。